



■ 発行 / 大子町 ■ 編集 / まちづくり課 〒319-3526 大子町大字大子 866
■ TEL0295-72-1131 ■ FAX0295-72-1167 ■ HP <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>

新型コロナウイルス感染症に関する相談先・受診の仕方

発熱等の症状がある方は、まず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をした上で、マスクを着用するとともに指定された時間を厳守し、医療機関の指示に従って受診するようお願いします。

かかりつけ医がない場合などについては、受診・相談センターにご相談ください。

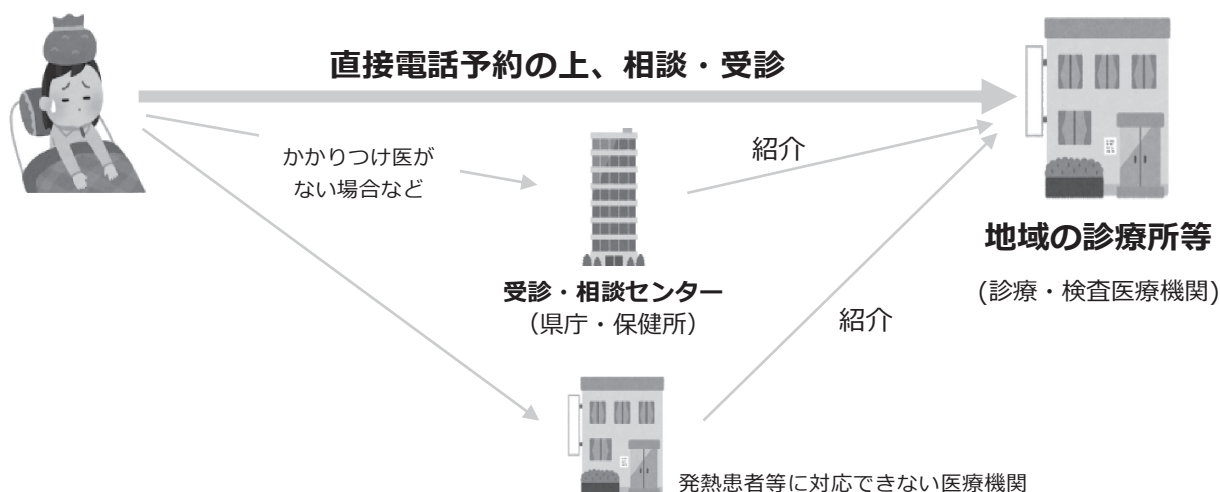
■受診・相談センター

▽県庁 029-301-3200 8:30～22:00（土日・祝日を含む。）

▽ひたちなか保健所 029-265-5515 9:00～17:00（平日）

■相談先・受診先

（県ホームページから抜粋）



■これからも引き続き守ってほしいこと

- ・マスク着用や三密回避。室内は換気を良くして。
- ・外出する機会はできるだけ少なく。
- ・買い物は最少人数で。
- ・共用部分の清掃、消毒を。手洗い、アルコール消毒の徹底を。

■町民の皆さんへのお願い

新型コロナウイルス感染者やその家族、勤務する職場等に対しての人権侵害、風評被害の事例が全国で確認されています。誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷、個人の特定や勝手な個人情報公開、不確かな情報の発信は慎んでください。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

新型コロナワクチン接種について

■接種状況について ※8月26日現在

		接種人数（暫定集計）	接種率
全体	1回目	11,913人	77.8%
	2回目	9,376人	61.3%
高齢者	1回目	7,020人	91.2%
	2回目	6,925人	89.9%

2回目の接種終了時期を10月2日（土）とし、9月11日（土）までに1回目の接種ができるよう町内医療機関への予約をお願いしてきました。体調不良等の理由により接種の予約が遅れてしまった方や9月以降に満12歳になるお子さんについては、9月12日以降も大子町コールセンターで予約を受け付けます。

■9月12日以降のワクチン接種について

9月12日以降は、町内医療機関での予約受付はできません。大子町コールセンターで予約受付をします。接種は毎月第1金曜日を予定しています（初回10月1日）。接種医療機関は町内1か所となります。

また、ファイザー社ワクチンは1瓶当たり6人分です。ワクチンの無駄を無くす取り組みとして、今後は接種希望者が6人揃わないと接種できないため、接種時期が遅くなる可能性があります。接種日・接種医療機関はご希望に添えませんので、あらかじめご了承ください。

なお、最終の接種終了日は、令和4年2月28日です。

問合せ 大子町コールセンター TEL76-8076（土日・祝日を除く8:30~17:00）

新型コロナウイルス感染症対策を実施する中小企業者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、新しい生活様式の実践に向けて取り組む事業を実施する中小企業者に、中小企業者経営改善支援事業補助金を交付します。

新型コロナウイルス感染症対策として、店舗の安心安全の向上のために、令和3年4月1日以降に購入した、飛沫防止用アクリル板やフェイスシールド、消毒液等の消耗品も対象になります。

■対象者

町内に事業所を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当する方

- ・町税等を滞納していない方
- ・同一の事業に対して、町または他の団体から別に補助金の交付を受けていない方

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・公序良俗に反する事業を行う方
- ・宗教活動、政治活動または選挙活動を行うことを主たる目的としている方

■補助金の額等

【補助率】 1／2または2／3 【補助上限額】 25万円または50万円

問合せ 観光商工課 TEL72-1138

大子町ふるさと応援便（第2便）の募集について

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ふるさとを離れ、町外で学業に励む一人暮らしの学生を対象に、「大子町ふるさと応援便」をお届けします。

■対象者 次の(1)～(3)のすべてに該当する方

- (1) 大子町出身で、町外在住の学生※1であること。
- (2) 一人暮らしをしている学生であること。ただし、兄弟等（学生）と同居している場合は、うち1人に限り対象者とする。
- (3) 申込時において、保護者※2が町内に住所を有すること。

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、専修学校、各種学校に在学する方

※2 学生の親権者もしくは後見人または学生を現に監護もしくは扶養している方

■内容

大子町の特産品詰め合わせ（費用負担なし）

【第2便】大子産米（新米）1kg、大子産米のせんべい（塩味）、大子産米の缶入りパン、旬のりんご2個、ゆばカレー（レトルト）、味付け玉こんにゃく、どらやき（常陸大黒、りんご）等（内容は変更になる可能性があります。）

■申込み

所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、観光商工課に提出してください。申込書のダウンロード、申込方法等の詳細については、町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page005525.html>

▽申込期限 9月30日（木）消印有効

▽第1便を申し込まれた方へ

申込みの際、申請書の「応援便の継続」にチェックを入れた方は、今回の申込みは不要です。9月中旬ごろから順次発送となりますので、住所等送付先の情報に変更がある場合は、必ず観光商工課にご連絡ください。



問合せ 観光商工課 TEL72-1138

「令和4年大子町成人のつどい」実行委員を募集します

大子町では「令和4年大子町成人のつどい」の企画・運営を行う実行委員を募集しています。

■対象 平成29年3月に大子町立の中学校を卒業した方および平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、大子町に住所を有したことがある方

■募集人数 15人程度

■内容 式典の司会進行、準備等

■申込み 電話または事務局窓口で10月1日（金）までにお申し込みください。

〒319-3551 大子町大字池田 2669 大子町立中央公民館内

「令和4年大子町成人のつどい」実行委員会事務局 TEL72-1148

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

新型コロナウイルス感染症対策一時支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に影響を受けている町内事業者の方を対象に、支援金を交付します。

■対象者 次の(1)～(3)の要件をすべて満たす方

- (1) 町内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること。
- (2) 令和3年8月5日以前から事業収入を得て、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 次の①～③いずれかに該当すること。

①旅館業法の「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」のいずれかの許可を受けた「ホテル旅館」または食品衛生法の「飲食店営業」、「喫茶店営業」のいずれかの許可を受け、店舗内で客に飲食をさせることを主たる目的としている「飲食店」であって、いばらきアマビエちゃんに登録し、県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」に基づく取組を実施していること。

②主に観光客に対して商品やサービスを提供する土産物店または駐車場を営む「観光関連事業者」であること。

③中小企業信用保険法の「中小企業者」または「小規模企業者」であって、令和3年7月から令和3年9月までのいずれかの月の売上高が、前年または前々年の同月の売上高と比較して20%以上減少していること（主に農林水産漁業、金融業、保険業以外の業種が対象です。ただし、林業のうち、素材生産業および素材生産サービス業は対象となります。）。

※令和2年10月から令和3年6月までに創業して、前年と比較することができない場合は特例があります。

ただし、次の(1)～(4)のいずれかに該当する方は対象外です。

- (1) 大子町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは同項第3号に規定する暴力団員等またはこれらの者と密接な関係を有する者。
- (2) 町税等を滞納している者。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。
- (3) 大子町特産農産物作付支援事業補助金の交付を受けた者。
- (4) その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者。

■支援金の額

【ホテル旅館】30万円 【飲食店】15万円 【観光関連事業者】10万円

【中小企業者（法人）】15万円 【中小企業者（個人事業主）】10万円

※1事業者につき1回限りの交付となります。

※同一の事業者が「ホテル旅館」、「飲食店」または「観光関連事業者」の複数の区分に該当する場合は、主たる業種の区分で申請してください。ただし、法人の「観光関連事業者」の場合、「中小企業者」の区分で申請することも可能です。

■申請期限 令和3年12月28日（火）まで

問合せ 観光商工課 TEL72-1138

地域経済応援事業「大子町しあわせ⁺（プラス）商品券」の使用について

7月1日から使用開始となった「大子町しあわせ⁺商品券」は、町民の皆さんが使用した商品券を取扱店舗が換金する際に、商品券の額に10%上乗せした金額を町がお支払いすることで、地域経済を応援する事業です。7月末時点で、11,672枚の商品券が使用されました。

町民の皆さんが商品券を使用することにより、使用した店舗への支援となりますので、ぜひご使用ください。

問合せ 観光商工課 TEL72-1138
大子町商工会 TEL72-0191

台風や大雨に備えましょう

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらします。警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防いで軽減することが可能です。台風や大雨の危険が近づいているというニュースや気象情報を見たり聞いたりしたら、災害への備えをもう一度確認しましょう。

■家の外の備え 大雨が降る前、風が強くなる前に行いましょう

- ・窓や雨戸はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定するか、家の中へ格納する。

■家の中の備え

- ・非常用品の確認（懐中電灯、携帯用ラジオ、衣類、非常用食料、貴重品など）
- ・室内からの安全対策（飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼る。飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドを下ろしておく。）
- ・水の確保（断水に備え飲料水の確保や浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。）

■避難場所の確認など

- ・学校や公民館など、避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
- ・普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合っておく。
- ・避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしておく。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114
消防本部予防課 TEL 72-0119

令和4年度就学時健康診断を実施します

令和4年4月から小学校に就学するお子さんを対象に健康診断を行います。該当するお子さんは次のとおり受診してください。該当者には、はがきで通知していますが、通知が届かない場合や、都合により指定された日に受診できないときは、教育委員会事務局学校教育担当へご連絡ください。

■該当するお子さん

平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた子

■日時・場所

期日	学校区名	時間	場所
10月7日（木）	だいが小学校区	受付 13:00～ 開始 13:30～	中央公民館
10月13日（水）	依上小学校区、袋田小学校区 さはら小学校区、上小川小学校区 生瀬小学校区	受付 13:30～ 開始 14:00～	中央公民館

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 TEL 79-0170

大子町公民館講座「コアトレーニング講座」

体幹を鍛えてみませんか？体幹を鍛えると、スポーツや日常生活においても力を発揮しやすくなることを大いに感じることができるようになります。ぜひ、ご参加ください。

- 日時 10月12日（火）18：00～19：30
- 参加費 500円
- 持ち物等 ヨガマット、タオル、飲み物、動きやすい服装
- 講師 おおぜき えみ 大関 慧美 先生（JADPヨガインストラクター・子育て支援センターにてヨガ教室開催）
- 定員 20人程度
- 申込み 中央公民館（電話または来館で受付）
申込書に必要事項を記入し、10月8日（金）までに提出してください（申込書は中央公民館にあります。）。
電話での申込みの際は、氏名・住所・電話番号をお伝えください。

※今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、日程等が変更となる場合もあります。ご了承ください。

申込み・問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

大子町公民館講座 らくヨガ講座

年齢・男女を問わず参加できる、初心者向けのヨガです。身体の部分一つ一つをゆっくり緩ませ整えていきます。無理なく運動できますので、お友達を誘って、まずは体験してみてもうでしょうか。

- 日時 令和3年10月29日（金）～令和4年3月まで（全6回）
10：00～12：00
- 参加費 2,000円（初回のみ）
- 持ち物等 ヨガマット、タオル、飲み物、動きやすい服装
- 講師 早川 由美子 先生（シニアヨガインストラクター）
- 定員 20人程度
- 申込み 中央公民館（電話または来館で受付）
申込書に必要事項を記入し、10月28日（木）までに提出してください（申込書は中央公民館にあります。）。
電話での申込みの際は、氏名・住所・電話番号をお伝えください。

※今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、日程等が変更となる場合もあります。ご了承ください。

申込み・問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

パノラマラインの通行止めのお知らせ

頃藤地内の、林道袋田・男体・湯沢線（パノラマライン）で土砂崩れが発生したことにより、袋田定本付近から頃藤長久保付近までの区間を全面通行止めをしています。

早期に通行可能となるよう、測量作業や復旧工事を実施する予定です。付近を通行する皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問合せ 建設課 TEL72-2611

第10回シルバーグラウンド・ゴルフ大会

- 日時 10月7日(木) 予備日 10月8日(金)
受付開始 7:30 開会式 8:15 競技開始 8:45
- 場所 大子広域公園多目的運動広場特設コースほか
- 主催 大子町地域スポーツ活動活性化企画運営委員会 大子町教育委員会
- 参加資格 大子町に住所を有する満65歳以上の方(基準日:大会当日)
- 参加料 500円(9月29日以降の参加取り消しは返還しません。)
- 募集人数 192人(原則:男女各96人)※定員になり次第締め切ります。
- 申込み 教育委員会事務局生涯学習担当(中央公民館内)に参加申込書がありますので、9月7日(火)~9月17日(金)までの期間に参加料を添えて申し込んでください。電話での申込みはできません。
- 競技方法 32ホールの個人戦ストロークプレー

※今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、日程等が変更となる場合もあります。ご了承ください。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

9月は健康増進普及月間です

日々の生活を振り返り、生活習慣や食生活を見直す期間にしましょう。

町では、9月24日(金)から30日(木)までを健康ウィークとし、健康に関する動画配信や個別の各種相談を実施します。

日 時	相談事業	担当課
9月27日(月) 13:00~16:00	こころの相談 ※予約制	健康増進課
9月28日(火) 13:30~15:00	健康相談	健康増進課
9月29日(水) 13:30~15:00	健康相談	健康増進課
9月30日(木) 13:00~16:00	物忘れ(認知症)相談 ※予約制	地域包括支援センター

申込み・問合せ

＜こころの相談について＞ 健康増進課 TEL72-6611

＜物忘れ(認知症)相談について＞ 地域包括支援センター TEL72-1175

水道メーターを交換します

計量法に基づき水道メーターを交換するため、町が委託した業者が訪問し作業を行いますので、水道メーター付近の清掃をお願いします。

なお、交換の費用を業者が請求することはありません。

■期間 9月28日(火)~10月26日(火)

■区域 池田地区(松沼を除く。)

問合せ 大子町水道お客さまセンター TEL72-2221

無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく、相続、離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 相談員 山口 康夫 氏（前国士舘大学法学部教授）
- 日時 9月30日（木） 10：00～15：00（12：00～13：00を除く。）
※相談は1件当たり1時間程度です。 ※日時は変更になる場合があります。
- 場所 役場会議室 ※個別にご案内します。
- 定員 4人（要予約・先着順）
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中の案件、同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。
- 申込み 9月21日（火）から9月29日（水）までの9：00～16：00（12：00～13：00を除く。）に大子町消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター TEL72-1124

物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽にご相談ください。

- 日時 9月30日（木） 13：00～16：00
- 場所 保健センター 研修室
- 担当者 地域包括支援センター職員
- 申込み 9月28日（火）までに電話等で地域包括支援センターにお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

Dカフェ（認知症カフェ）

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。

認知症カフェは、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日時 9月26日（日） 13：30～15：00（受付13：15～）
- 場所 文化福祉会館「まいん」 観光交流ホール
- テーマ 脳活性体操&グループワーク 第2弾！
認知症になってもいきいき生活できる町づくり
- 講師 志村大宮病院認知症疾患医療センター職員
- 参加費 200円 ※令和3年度から参加費を徴収しています。
- 申込み 不要
- 主催 でくあす大子（協賛：地域包括支援センター）
- その他 当日はマスクの着用をお願いします。また、感染症対策のため飲食の提供を制限しています。なお、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、ご了承ください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

久慈川だより

久慈川緊急治水対策プロジェクトに盛り込まれた河川対策の進捗やソフト対策の検討状況をお知らせします

令和3年8月
第14号



編集・発行
国土交通省 常陸河川国道事務所
国土交通省 久慈川緊急治水対策河川事務所

用地調査などを実施しています

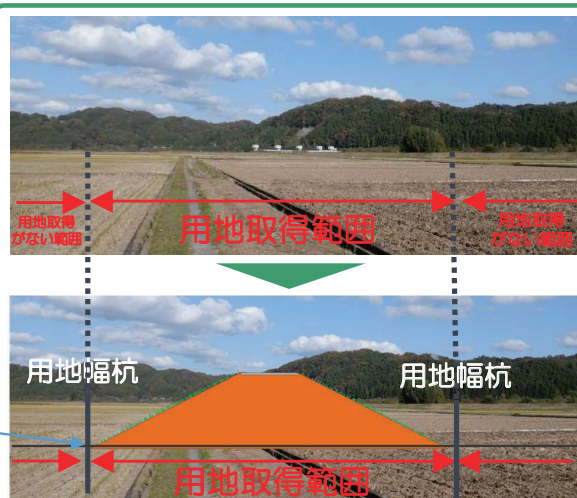
- 設計内容の説明（回覧による）を行った地区では、用地調査を開始しています。
- 用地調査にあたっては回覧により事前に周知を行った上で、現地において、測量に使用するプラスチック杭や境界の目印を設置する場合がございます。この事前作業の後、土地名義人様あてに土地の境界確認を行うための立会を依頼する予定です。その際には、現地での立会にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【現時点(R3.8月6日時点)での境界立会の予定】

- ✓ 那珂市本米崎地区
- ✓ 常陸太田市堅磐町・日立市神田町地区
- その他、常陸太田市堅磐町地区では、堤防整備に伴い、移転の対象となる建物等の調査を先行して実施しています。

用地取得の進め方

- プロジェクトでは、堤防整備等で必要となる土地の範囲を取得していく予定です。
- 設計でお示した堤防等の設置範囲を現地に示す「幅杭(右の写真)」を設置し、堤防に必要な土地の面積を確定していきます。



▲イメージ図

工事等進捗状況（令和3年7月末時点）

下記表の灰色に着色した箇所は、先月（令和3年6月末時点）から進捗がありました。

国管理区間	地区	測量・設計			設計内容の説明	用地調査	用地補償	工事
		地元説明	測量作業	設計作業				
国管理区間	神田町・堅磐町	●※2	●	○	●※2	○		
	本米崎	●※2	●	○	●※2	○		○※1
	額田	●※2	●	○	○	○		
	宇留野・富岡	●※2	●	●	●※2	○		△※1
	高渡・上大賀	●※2	●	○	●※1※2	○		
	塩原・辰ノ口	●	●	○	●※2	○		
権限代行区間	地区	測量・設計			設計内容の説明	用地調査	用地補償	工事
		地元説明	測量作業	設計作業				
	岩崎・小貴南	●※2	●	○	●※2			
	小貴北	●※2	●	○	●※1※2			
	山方	●※2	●	○	●※2			△※1※4
	西野内	●※2	●	○	●※2	○		
	舟生	●※2	●	○	●※2	○		△※1※4
	家和楽	●※2	●	○	●※2	○		○※1※3※4
	盛金	●※2	●	○	●※2	○		
権限代行区間（続き）	地区	測量・設計			設計内容の説明	用地調査	用地補償	工事
		地元説明	測量作業	設計作業				
	西金	●※2	●	○	●※2			
	頃藤南	●※2	●	○	●※2	○		
	頃藤北[右岸]	●※2	●	○	●※2	○		
	頃藤北[左岸]	●※2	●	○	●※2			
	下津原	●※2	●	○				
	袋田	●※2	●	○	●※1※2			
	南田気	●※2	●	○	●※2			
凡例	久野瀬	●※2	●	○	○			○※1※4
	北田気	●※2	●	○	●※2			○※1※4
	大子	●※2	●	○	●※2			△※1※3※4
	矢田・川山	●※2	●	○	●※1※2	○		
凡例	下野宮	●※2	●	○	●※2	○		

凡例
●：実施済み ○：実施中
△：準備中

(注) ※1 一部区間 ※2 回覧による ※3 河道掘削 ※4 堤防整備

排水樋管の改造が完了しました



久慈川の樋管(12箇所)の受電設備を堤防より高い位置に引き上げる工事を実施し、増水時でも確実な操作ができるような対応を図りました。
※ゲート設備は、停電時にも手動で開閉ができる構造になっています。

ピックアップ 久慈川～この人に聞く～ 第3回



今回は、常陸大宮市宇留野坏地区の関区長、富岡地区の鹿子幡区長です。
同地区では、約2,500mの堤防の整備を予定しており、今年度一部の区間で工事を行う予定です。
お二人には地区内の連絡や地区のとりまとめにご尽力いただいています。

久慈川での思い出は？

関区長：宇留野坏橋は今は立派な橋ですが、昔は木橋で地獄橋と呼ばれるほど台風が起きるとすぐ流されていました。
鹿子幡区長：久慈川の砂利採取がおこなわれていた窪地や草が生い茂った場所に基地をつくったりして遊んだことが思い出です。

地域の取り組みについて

市の支援も受けながら地域の方と自主防災組織を立ち上げ、関係機関協力のもと、マイ・タイムライン講習や防災訓練を実施しています。



関区長さん 鹿子幡区長さん

プロジェクトに期待することはありますか？

関区長：毎年雨が降ると、台風19号の悲惨な記憶が蘇ります。1日でも早く堤防の整備が完成するよう早期の堤防整備を強く望みます。
鹿子幡区長：地域の人々が安全・安心できる堤防の整備を望みます。また、久慈川全体でも洪水の被害が軽減できるよう、ソフト面での対応にも期待しています。

災害時は、避難指示で必ず避難 ～避難勧告が廃止され避難指示に一本化～

○市町村から発表される避難情報は、これまで警戒レベル4は「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2段階の発表がありましたが、令和3年5月から「避難指示」に一本化されました。そのため、「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から全員が避難する必要があります。

○また、市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から警戒レベル5「緊急安全確保」は必ずしも発令される情報ではありません。
そのため、警戒レベル4「避難指示」が発令された段階で必ず危険な場所から避難する必要があります。

警戒レベル	新たな避難情報等	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	緊急安全確保※1	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				
4	避難指示※2	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	高齢者等避難※3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	早期注意情報（気象庁）	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

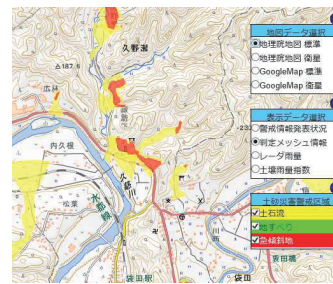
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をし、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

土砂災害への備え 土砂災害警戒区域を事前にチェック！

○久慈川では7月28日に、大子町、常陸大宮市に「土砂災害警戒情報（レベル4に相当）」が発表されました。
○大雨などによる土砂災害への備えとして、お住いの場所が、土砂災害発生のおそれがある地区（土砂災害警戒区域）かどうかの情報が茨城県から提供されています。
○雨の多い季節に入りましたので、自宅周辺の情報をご確認ください。

■茨城県土砂災害警戒情報 <https://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/>



▲土砂災害警戒区域等の情報画面

プロジェクトに関するお問い合わせはこちらです

久慈川緊急治水対策河川事務所

検索



国土交通省 関東地方整備局
久慈川緊急治水対策河川事務所
TEL:0294-72-1151



〒313-0015
茨城県常陸太田市
木崎一丁目700-1



国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 調査第一課
TEL:029-240-4069



〒310-0851
茨城県水戸市
千波町1962-2

多重債務者のための無料法律相談会

借金の返済でお困りの方を対象に、無料法律相談会を開催します。相談は無料ですので、ぜひご相談ください。弁護士、消費生活相談員が相談に応じます（秘密厳守）。

■日時・場所

- ・10月25日（月） 13:00～16:30
古河市役所 古河庁舎（古河市長谷町38番18号）
- ・10月26日（火） 16:00～19:30
県南生涯学習センター（土浦市大和町9番1号 ウララビル5階）
- ・10月27日（水） 16:00～19:30
茨城県水戸合同庁舎（水戸市柵町1-3-1）
- ・10月28日（木） 13:00～16:30
日立シビックセンター（日立市幸町1-21-1）

■申込み

10月1日（金）から10月18日（月）までに、茨城県生活文化課に電話で申し込んでください。事前予約制で、各会場の定員5人になり次第締め切ります（土日・祝日を除く、8:30～17:15）。

問合せ 茨城県県民生活環境部生活文化課 TEL029-301-2829

「法の日」司法書士法律相談会

茨城司法書士会は、「法の日」にちなんで、電話およびZoomによる無料相談会を開催します。借金等のトラブル、土地・建物、相続、成年後見、財産管理、裁判、会社等に関するご相談およびこれに関連する登記相談などを承ります。上記のことでお悩みの方、ぜひご相談ください。

- 日時 10月2日（土） 10:00～16:00
- 電話番号 ①0120-187-643 ②0120-187-745
フリーダイヤルは①と②、どちらにかけても構いません。

なお、電話相談の場合は事前予約不要ですが、Zoom相談をご希望の場合は、二次元コードから事前にご予約ください。

問合せ 茨城司法書士会 TEL029-225-0111



全国一斉 子どものための養育費相談会

茨城青年司法書士協議会（共催：茨城司法書士会）は、養育費に関する電話相談会を開催します。養育費の支払いがない、強制執行したい、取り決めの方法や内容が知りたい、コロナ禍で支払いが困難になったなど、養育費でお悩みの方、ぜひご相談ください。

- 日時 9月25日（土） 10:00～16:00
- 電話番号 0120-567-301（フリーダイヤル）
相談無料。秘密厳守。予約不要。

問合せ 茨城青年司法書士協議会 TEL029-291-7856

学生の皆さんへ！就職面接会を開催します

大学院、大学、短大、専修学校等（高校を除く。）の令和4年3月卒業予定者および既卒未就職者（卒業後おおむね3年以内）を対象に、県内企業を集めた「チャレンジいばらき就職面接会（後期）」を開催します。

面接会は、午前の部（理系学生向けの求人企業）と午後の部（文系学生向けの求人企業）で参加企業を入れ替えて行われます。ぜひご参加ください。要事前申込・参加費無料です。履歴書を複数枚お持ちください。外国人留学生も参加可能です。

■土浦会場 10月7日（木）ホテルマロウド筑波（土浦市城北町2-24）

■水戸会場 10月14日（木）ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）

■開催時間（両会場共通）

午前の部 10:20～12:20 午後の部 14:00～16:00

■参加予定企業数

▽土浦会場 午前の部（理系向け）30社、午後の部（文系向け）30社

▽水戸会場 午前の部（理系向け）40社、午後の部（文系向け）40社

■申込み

チャレンジいばらき就職面接会のホームページ上でご案内します。ご案内時期は9月上旬になる見込みです。都度、ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r3challenge.html>



問合せ 茨城県労働政策課 TEL029-301-3645

令和3年度元気いばらき就職面接会（常陸大宮会場）

求職中の方（内職希望者を含む。）を対象とした「元気いばらき就職面接会」を開催します！ ※事前予約制

■日時 10月8日（金） 13:30～15:30（受付13:00～）

■場所 常陸大宮ショッピングセンターピサロ多目的ホール
（常陸大宮市下村田2387）

■対象者 求職中（学生除く。）の方（内職希望者を含む。）

■参加企業数 県内に本社または就業場所がある事業所 約10社程度

■実施主体 主催：茨城県（いばらき就職支援センター県北地区センター）
共催：常陸大宮市

■実施方法 会場内に事業者ごとのブースを設置し、各事業所の採用担当者と求職者が対面方式により面接を実施

■その他 事前予約制・参加費無料。雇用保険の求職活動実績になります。

詳細は、茨城県労働政策課のホームページをご覧ください。

https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/genki_mensetsukai.html



問合せ いばらき就職支援センター県北地区センター
TEL0294-80-3366（9:00～16:00）

令和4年度茨城キリスト教大学看護学部町推薦を受け付けます

町では、地域で活躍が期待される看護師、保健師を養成するため、茨城キリスト教大学看護学部の地域特定推薦枠（1人）を得ています。令和4年度地域特定推薦入学試験を受験しようとする方は、必要書類を添えて健康増進課に申請してください。

■出願資格

令和4年4月1日現在満18歳以上で(1)～(4)のすべての条件を満たす方

- (1) 高等学校または中等教育学校を令和4年3月に卒業見込みの方で、茨城キリスト教大学を第一志望とし、合格した場合は必ず入学する方
- (2) 大子町に居住する高校生（または保護者が令和2年11月11日以前から住所を有している方）で、かつ町長および学校長が推薦できる方
- (3) 全体の評定平均値が3.8以上の方
- (4) 看護学に深い関心を持ち、卒業後は地域の保健・医療・福祉の向上に貢献しようとする方

■町の受付期間

10月11日（月）～10月22日（金）※土・日曜日を除く。 8：30～17：15

■大学への出願期間

11月1日（月）～11月12日（金）必着

※願書は茨城キリスト教大学公式サイト（<https://www.icc.ac.jp/>）から出力してください。



問合せ 茨城キリスト教大学入試広報部 TEL0294-54-3212
大子町役場健康増進課 TEL72-6611

ひとり親家庭の母・父のためのパソコン教室

社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭等自立支援センターでは、県内のひとり親家庭等の方を対象に、就職、転職時、短時間でパソコンスキルを習得したい方向けのパソコン教室を開催します。

■日時 10月17日（日） 9：30～15：30（受付9：00～）

10月31日（日） 9：30～15：30

■場所 水戸市八幡町11-52 社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会

■定員 15人（定員を超えた場合は、抽選とします。）

■対象者 2日間出席でき、PCで文字入力できる方。パソコンはこちらで用意します。

■託児 有り（2歳以上）

※コロナ禍のため、利用者が多い場合にはお断りする場合があります。

■費用 1,000円（教材費） ※講習日初日に徴収します。

■申込み 郵送またはFAXで9月30日（木）までにお申し込みください（必着）。
申込書は、大子町役場福祉課にて配布しています。

申込み・問合せ 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター
〒310-0065 水戸市八幡町11-52
TEL029-221-8497 FAX029-221-8618

茨城県よろず支援拠点のお知らせ

茨城県よろず支援拠点は、中小企業庁が設置した無料の経営相談所です。中小企業、小規模事業者等からの経営相談に対応し、課題解決のために一歩踏み込んだ専門的な提案を行います。個別に相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

- 日時・場所 担当者との連絡調整で決定
- 内容 持続化補助金、雇用調整助成金などの国の支援策について
経営相談全般について（売上拡大、経営改善、資金繰り等）
※クラウドファンディングやプレスリリース等の相談も受けています。
- 申込み 観光商工課へ電話で申し込むか、茨城県よろず支援拠点
ホームページの「お問合せ」から申し込んでください。
<https://www.ibaraki-yorozu.com/>



問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納税が困難な方に対する地方税の猶予制度があります。町税の納税が困難な方は、税務課収納対策室までご相談ください。

■徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合（地方税法第15条）

▽ケース1：災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▽ケース2：本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

▽ケース3：事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

▽ケース4：事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合

■申請による換価の猶予

上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合（地方税法第15条の6）

※eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。



■猶予の期限にご注意ください

現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限を確認し、期限までに納めてください。猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますが、現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。納税が困難な方は、税務課収納対策室までお早めにご相談ください。

※猶予期間の終了日は、先に送付している猶予許可通知書でご確認ください。

※猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し督促状が送付されます。

※他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認するため、資料の提出等をお願いすることがあります。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

「くるみん」「えるぼし」の認定を受けて、企業イメージUP！

■「くるみん」とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定および策定した旨の届け出を行った企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、「くるみん」認定を既に受け、両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取り組みを行っている企業を評価する「プラチナくるみん」認定制度があります。

■「えるぼし」とは

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定および策定した旨の届け出を行った企業のうち、一定の基準（認定基準）を満たした企業を、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、「えるぼし」認定を既に受け、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が特に優良な事業主を認定する「プラチナえるぼし」認定制度ができました。

■認定を受けるメリット

これらの認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付し、対外的にPRできるほか、労働者の定着や優秀な人材確保などの効果が期待できます。

問合せ 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL029-277-8295

町税等の納税はお済みですか

8月31日は、第2期の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納期限でした。

町では、皆さんから納められた税金により、快適で住みよいまちづくりを行っています。町県民税や固定資産税などの町税は、皆さんの生活に関わりの深い行政サービスのために欠かすことのできない重要な財源です。納税等がお済みでない方は速やかに納付をお願いします。納期限から一定期間が経過すると督促状が送られ、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。

町税等の納付には、便利な口座振替をお勧めします。口座振替は、一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため、金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。各窓口での混雑緩和にもなり、感染症の拡大防止にもつながりますので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

また、スマートフォン決済、インターネットによるクレジット決済、eLTAX（エルタックス）を利用して納税することもできます。納付可能な税目は、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」⇒「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について」からご確認ください。

問合せ 税務課収納対策室 TEL72-1116

敬老祝品のお届け方法の変更について

8月20日発行のお知らせ版へ掲載しました、「敬老祝品をお届けします」の内容について、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、町長および福祉課職員の自宅訪問については、次のとおり変更します。

▽100歳（百寿）および88歳（米寿）の在宅の方

→ 敬老祝品をゆうパックでご自宅へ郵送します。

▽101歳以上の在宅の方 → 敬老祝品を簡易書留でご自宅へ郵送します。

いずれも、9月中旬の発送を予定しています。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 福祉課高齢介護担当 TEL72-1135

結婚相談会のお知らせ

結婚を希望する方のあらゆるご相談に婚活アドバイザーがお答えします。親御さんだけでも大丈夫です。事前予約不要で、相談費用や登録料はかかりませんので、お気軽にご参加ください。

■日時 10月3日（日） 10:00～15:00

■場所 文化福祉会館「まいん」 観光交流ホール

■内容

- ・ 身上書の作成支援（だいが婚活支援ネットワークへの登録）
- ・ プロフィール検索
- ・ 民間団体で開催する婚活パーティーまたは交流イベントの案内
- ・ 婚活に向けたアドバイス

■その他

- ・ 当日は、マスクの着用、手指消毒、検温等のご協力をお願いします。
- ・ 担当者は変更になる場合があります。
- ・ 開催を中止する場合がありますので、事前にHP、アプリ等をご確認ください。

問合せ だいが婚活支援ネットワーク事務局（まちづくり課内）

専用ダイヤル：090-7209-4152（平日8:30～17:15）

専用メールアドレス：d-net@town.daigo.lg.jp

図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

無料で本、雑誌の貸し出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。

開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

■新しく入った本

▽一般書

「茨城県高校受験案内 2022年度用」声の教育社編集部編

「記憶力と体力が高まる大人の足トレ」（文庫本）林泰史著

「農家直伝 たくさんとれた野菜の保存と料理」池上正子著、加藤正明監修

「50歳になりまして」光浦靖子著 「雲のように離れて雨のように散った」島本理生著

「もしも徳川家康が総理大臣になったら」眞邊明人著 「兵諫」浅田次郎著

▽児童書

「神話最強王図鑑」健部伸明監修 「かうかうからす」ほそいさつき作

「おまつりのおばけずかん じんめんわたあめ」斉藤洋作

インターネットで蔵書が検索できます（<http://www.lib-eye.net/daigo/>）。



問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL72-6123

各種住宅助成金制度のご案内

本年度、各種住宅助成制度を拡充しましたので、改めてご案内します。子育て世帯住宅建設助成金は新たに建設後1年以内の新築住宅の購入が対象になり、住宅リフォーム助成金は新たに賃貸住宅の機能向上のためのリフォームが対象になりました。

■子育て世帯住宅建設助成金【拡充】

- ▽助成要件 18歳以下の児童がいる世帯で、町内に自ら居住するための新築住宅を建設または購入すること（ただし、建設後1年以内の新築住宅に限る。）。
▽助成金額 建設の場合、床面積1㎡につき20,000円（限度額2,000,000円）
購入の場合、床面積1㎡につき15,000円（限度額1,500,000円）

■木造住宅建設助成金

- ▽助成要件 茨城県産材の木材を2分の1以上使用して、町内に自ら居住するための新築住宅を建設すること。
▽助成金額 床面積1㎡につき10,000円（限度額1,000,000円）

■住宅リフォーム助成金【拡充】

- ▽助成要件 工事費用が20万円（税込み）以上で、町内に自ら居住するための住宅を増築・リフォームすることまたは賃貸住宅の所有者が町内に自ら所有する賃貸住宅の機能向上をするためにリフォームすること。
▽助成金額 工事費用（税込み）の25/100（限度額500,000円）

■空き家バンクリフォーム助成金

- ▽助成要件 工事費用が20万円（税込み）以上で、空き家バンクへ登録した物件を空き家入居者または空き家所有者が増築・リフォームすること。
▽助成金額 工事費用（税込み）の50/100
（限度額 空き家入居者：700,000円、空き家所有者：500,000円）

■注意事項

- ・助成金の申請書は、工事着工前に必ず提出してください。
- ・町内業者による工事分が助成対象です。
- ・リフォームの場合は、工事前の写真を忘れずに撮影してください。
- ・空き家バンクリフォーム助成金の対象物件は、空き家バンクへの登録が必要です。

問合せ 建設課 TEL 72-2611

放射性物質測定結果

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機（ベクレルモニター）を導入し、町内で生産および採取された農畜林水産物のうち、町民の方から申請のあったものについて測定を行っています。令和3年7月に測定した試料の件数および検出した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所（大字）	セシウム合算（Bq/kg）	ヨウ素 131（Bq/kg）
みょうが	1	袋田	検出せず	検出せず

※イノシシ肉、こしあぶら、野生きのこは、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。

※過去の検査結果は、町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>



問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



【原子力防災情報】重大事故発生時の避難！ Part 3

■被ばくや汚染を避けるために

大子町は、町内の一部（盛金・北富田地区）が日本原子力発電東海第二発電所から30km圏内（UPZ）に位置しています。8月5日発行のお知らせ版では、原子力発電施設で重大事故等が発生した場合の屋内退避の有効性について説明しました。状況の悪化により、住民などが一定以上の被ばくの可能性がある場合や、空間の放射線量が高いまたは高くなる恐れがある場合は、避難や一時移転の防護措置が取られます。

■避難等の手順

UPZ（盛金・北富田地区）に居る方は、町から避難や一時移転の指示が出たら、一時集合所である下小川コミュニティセンターに集合し、安定ヨウ素剤等の配布を受け、避難退域時検査場所（中央公民館）へ移動します。

中央公民館では、避難退域時検査（スクリーニング）、除染作業が行われます。検査の結果、基準値を超えていれば除染を行い、基準値を下回った方は指示された避難所に移動します。

大子町UPZ（盛金・北富田地区）住民の避難所は、中央公民館と文化福祉会館「まいん」が指定されていますので、指示された避難所に移動して避難完了となります。

大子町は、東海第二発電所で原子力災害が発生した場合の、常陸太田市からの避難受け入れ先となっています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114

かんしょ（さつまいも）の生産拡大を支援

県では、国内、海外を問わず需要が拡大しているかんしょの生産拡大を進めるため、農地の確保や栽培技術の習得、販売先の情報提供など、総合的に支援しています。また、かんしょ農家に畑等を貸し出す方には協力金を交付しますので、ぜひご連絡ください。

■荒廃農地等の再生費用補助

- ▽補助対象 荒廃農地等を再生し、令和4年度にかんしょを作付けする農家、農業者団体
- ▽採択要件 再生した農地で5年間かんしょを作付すること ほか
- ▽補助内容 再生にかかわる費用の2分の1（上限10万円／10a）
樹木の抜根を伴う場合、その費用の2分の1を上乗せ（上限15万円／10a）

■農地貸付協力金

- ▽交付対象 かんしょ農家に20a以上（複数農地の合算も可）の農地を貸し出す農家および農地の相続人
- ▽交付要件 農地中間管理事業を通じて貸借される農地（荒廃農地を除く。）であること ほか
- ▽交付額 定額15,000円／10a

問合せ 茨城県県北農林事務所企画調整部門企画調整課 TEL 0294-80-3301

－ 次回の発行は、9月21日(火)です。 －